

～鎌倉市からのお知らせ～【令和2年度版】

市内の70歳以上の方に、 特殊詐欺被害防止策のための電話機などの 購入費を助成します！

市内に住む高齢者の方々が、振り込め詐欺など特殊詐欺の被害に遭わないよう、特殊詐欺被害防止機能を有する電話機等を購入する費用を助成します。



必ず電話機等のご購入前にご相談ください。
購入後の電話機等は、補助対象になりません。

【制度内容】

(1) 補助対象者

鎌倉市に住民登録がある 70歳以上の方で、住所地において、対象機器を設置し、生活の用途として利用される方

※その他条件がありますので、詳しくは市へお問合せください。

(2) 対象機器

特殊詐欺被害防止機能を有する機器

電話機の呼び出し音が鳴る前に、架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する迷惑電話防止機能を有する電話機または機器です。内蔵されている固定電話機、または固定電話機に取り付ける機器、いずれも補助の対象になります。

(3) 補助金額

対象機器購入費の3分の2相当額とし、6,000円を上限に交付します。1世帯に1台のみとします。

(4) 補助対象者数

令和2年度は 200人を対象とします。

【お問い合わせ先】

鎌倉市市民安全課安全安心担当
0467-23-3000（内線 2954）